

基本を
おさえる
事例演習

徹底

チェック

刑法

事例集

COMPLETE CHECK
CRIMINAL LAW

嶋矢貴之
小池信太郎
品田智史
遠藤聡太

有斐閣

ISBN 978-4-641-13954-1

©2022, Takayuki Shimaya, Shintaro Koike, Satoshi Shinada, Sota Endo.

第
0
講

刑法の事例問題への取り組み方

問題 1

Xは、路上で、Aから「なにこっち見とるんや」などと因縁をつけられ、人通りのない路地裏に連れ込まれて、Aから殴る蹴るの暴行を受けた。Xは、自分の身を守るために、護身用に所持していたサバイバルナイフを取り出し、殺意をもってAの胸部に突き刺した。Aは出血性ショックによって死亡した。

上記事実におけるXの罪責を論ぜよ（特別法違反を除く）。

問題 2

Xは、Yと不倫しており、Yに妻Aと離婚するよう何度も迫っていた。Yが、Xに「もうすぐAのお腹の中の子（B）が生まれるが、その子が死んでくれば離婚できる」と言ってサバイバルナイフを渡したところ、Xは、Bを殺すつもりで、Aが出産中の病院の処置室に入って、Aの体内から出ている途中のBに切りつけ、Bを死亡させた。

上記事実におけるX・YのBに対する罪責を論ぜよ（特別法違反を除く）。

第
1
講

因果関係

事例 1

Xは、深夜工事現場でAと口論になり、懲らしめる目的で、その場にあった角材でAの頭部を複数回殴って転倒させた後、そのまま立ち去った。数時間後、かねてからAに怨みを抱いているYが偶然その場を通りかかり、殺意なく、動かないAの頭部を角材で数回殴りつけた。AにはXによる暴行により脳内出血が発生しており、その後のYの暴行によって当該出血が拡大し、Aは死亡した。Yの攻撃がなくとも、脳内出血によりAは放置していれば死に至ったが、Yの攻撃はその死期を幾分か早めることとなった。

事例 2

(1) Xは、Aの自宅でAと口論になり、長時間にわたりビール瓶でAの頭部を殴打し、瓶が割れても殴打を続けた。その結果、割れた瓶の先端がAの首や身体に複数回刺さった。Xの行為によってAが受けた刺創は、それ自体として死亡の結果をもたらすものであった。Aは直ちに救急車で病院に運ばれ緊急手術を受けたため、いったん容体は安定したが、Aが医師による絶対安静の指示に従わず暴れるなどしたため、容体が悪化し死亡した。

(2) (1)と同様の経緯で、Xが、長時間にわたりAを暴行していたところ、Aは、瓶が割れた時点で、隙をみて自宅から逃走したが、Xに対し極度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約10分後、Xによる追跡から逃れるため、自宅から約800m離れた高速道路に進入し、自動車に衝突され死亡した。付近には身を隠せる安全な場所も存在していた。

事例 3

(1) Xは、Aを拉致するため、Aを拘束して自動車の後部トランクに押し込んだ。その後、Xは、車を道路（片側1車線のほぼ直線の見通しのよい道路）上に停車させた。数分後、X車の停車地点の後方からYの車が走行してきたが、Yは、携帯電話の画面を見ていてX車に気づかず、時速60kmで同車の後部に衝突した。衝突の衝撃でトランク内のAは死亡した。

(2) Xは、Yを助手席に乗せて自動車を運転中、前方不注視により、自転車に乗っていたAに自車を衝突させた。Aは衝突によってX車に跳ね上げられたが、Xはそのことに気づかず運転を続けた。その後、Yが、Aの存在に気づいてパニックになり、自動車の屋根からAの身体を引きずりおろし、道路に転落させた。Aは、頭部打撲に基づく脳くも膜下出血によって死亡したが、死因となった頭部の傷害は、Yの行為により生じたものであった。

事例 4

Xは、路上でAと口論になり、かっとなってAの顔や頭部を複数回殴打した。Xの攻撃は、それ自体としては致命傷となるものではなかったが、Aには頭部に高度の病変があり、その病変がXの暴行と相まって脳組織の崩壊を引き起こした結果、Aは死亡した。XはAの病変を知らず、一般人にも知ることは不可能であった。

第
2
講

不作為犯

事例1

(1) Xは、子A(8歳)と2人で暮らしていたが、恋人ができてAのことをうとましく感じるようになった。XがAと海水浴に出かけた際、泳いでいたAは足がつって溺れてしまった。その様子を浜辺で見ていたXは、Aがこのまま死んでくれたほうがよいと考え、Aを助けにいなかった。その結果、Aは溺死した。現場には、X以外にAを助けにいけそうな人はおらず、泳ぎの達人なXがAを助けにいていれば、Aが助かることは確実であった。

(2) (1)と同様の経緯だが、Xは泳げなかった。

(3) (1)と同様の経緯だが、Xが泳いで助けにいてもAの救命は間に合うことが確実ではなかった。

事例2

(1) Xは、霊能力があると称して病人に効果のない処置を「治療」として施しては大金を稼いでいた。Xは、脳内出血で倒れて病院で痰の除去や点滴等の治療を受けているAの子Yから霊能力によるAの治療を依頼され承諾し、Yに対して、Aをホテルの部屋に運び込むことを指示した。Yは、医者の制止を振りきりAを退院させホテルに運び込んだ。Aの容体を見たXは、このまま治療を受けさせなければAが死亡する可能性があることを認識しながら、自身の嘘が露呈することをおそれ、Aに効果のない「治療」を施し続け、約1日後にAは痰が喉に詰まって死亡した。Aがホテルに運び込まれた後、12時間以内に病院で必要な治療を受けていれば、Aは死ぬことはなかった。

(2) (1)と同じ経緯だが、Aがホテルに運び込まれた時点で、Aの喉に痰が詰まっていたため、どのような医療措置を受けさせても救命も延命も確実であったといえなかった。

第 3 講

故意

事例 1

海で泳いでいた A は足がつって溺れてしまった。その様子を見ていた A の父親 X は、このままでは A が死亡すると思ったが、A を助けにいかず、A は溺死した。泳ぎの達人な X が泳いで助けにいったら、A の救命は確実であった。

- (1) X は、今から泳いで助けにいったら到底間に合わないと考えていた。
- (2) X は、助けにいったら間に合うが、親でも子どもを助ける義務はないと考えていた。

事例 2

(1) X は、会社の上司 A から理不尽な罵倒を毎日受け続けていた。会社の飲み会の席で、A が X の容姿を嘲笑するような発言をしたため、X は激昂し、テーブルの上に置いてあった肉用ナイフ（刃渡り 12cm ほどの鋭利な刃物）を持つと、A の腹部を 2 度強く刺した。X は、A が倒れて悲鳴をあげているのを聞くと、自分のやったことが怖くなり、自分の携帯電話で救急車を呼んだ。A は病院に搬送され、一命はとりとめた。X は、警察での取調べにおいて「殺すつもりはなかった」と述べている。

(2) X は、路上で A に因縁をつけられて、近くの人気のない工事現場に連れていかれた。A が殴りかかってきたので、X は咄嗟に地面に落ちていた鉄パイプを拾い A に向けて振り回すと、それが A の頭部に当たり A は死亡した。X は、警察での取調べにおいて「殺すつもりはなかった」と述べている。

第
4
講

錯誤

事例 1

X は、婚約者 A が B と浮気したため、B を殺害することを計画し、次の行為に及んだ（各事例は独立したものとする）。

- (1) X は、道路を歩く C を B と間違えて銃撃し殺害した。
- (2) X は、公園で A が B と抱き合っているときに、B の頭部を狙って銃撃した。発射された弾は B には命中せず、B と密着していた A の腹部をかすめ、背後の茂みで眠っていたホームレス D に命中し、D は瀕死の重傷を負った。

事例 2

X は、狩猟中の事故に偽装して A を殺害することを計画した。X が、山中に潜んで待っていると、A が通りかかったので、A を狙って銃を撃った。しかし、弾は外れて、茂みに隠れていた A の飼い犬 B に命中し、B は死亡した。

事例 3

X は A から薬物の売買を持ちかけられ購入したが、次のように、意図したものと違った。

- (1) X は覚醒剤の購入を意図していたが、実際はコカインであった。
- (2) X は覚醒剤の購入を意図していたが、実際はヘロインであった。
- (3) X はコカインの購入を意図していたが、実際は覚醒剤であった。

参考条文

麻薬及び向精神薬取締法 64 条の 2 第 1 項 ジアセチルモルヒネ〔ヘロインのこと〕等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、10 年以下の懲役に処する。

同法 66 条 1 項 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬〔コカインが含まれる〕を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者……は、7 年以下の懲役に処する。

覚醒剤取締法 41 条の 2 第 1 項 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者……は、10 年以下の懲役に処する。

事例 4

X は、A を殺害して死体を海に沈めてしまうことを計画した。X は、A の部屋で A の首をネクタイで絞めて失神させたが、A が死亡したと思い込み、

Aの身体をAの車のトランクに入れて近くの港から海に転落させた。気絶していたAは、海水がトランクに入ったことで溺死した。

第
5
講

過失犯

事例 1

(1) トラック運転手 X は、テレビ通話をしながらトラックを運転していたため前方の確認がおろそかになり、前方の交差点の信号が赤色であることに気づかず交差点に進入し、交差道路を通過しようとしていた A の車の側面に時速 60km でトラックを衝突させ、その結果、A を死亡させた。

(2) (1) と異なり、X が交差点に進入したのが居眠りをしていたためであった場合はどうか。

事例 2

(1) X がトラックを運転中、黄色点滅信号で見通しのきかない交差点に時速 30km で進入しようとしたところ、赤色点滅信号の交差道路を A の車が時速 70km で走行してきた。X は急制動したが避けられず、A 車と衝突し、A が死亡したほか、X の知らないうちに X 車の荷台に乗り込み隠れていた B も死亡した。X が徐行していたとしても衝突による A・B の死亡を避けることが確実であったとはいえなかった。

(2) (1) と異なり、X が徐行していれば、衝突による A・B の死亡を確実に避けることができた場合はどうか。

事例 3

(1) 看護師 X は、A の手術の際、電気メスのケーブルを誤接続してしまい、執刀医 Y も、接続の点検をしないまま、執刀を行った。併用していた心電計回路の欠陥も相まって、誤接続を原因とした異常な電気回路が形成され、A に重度の熱傷を負わせた。X・Y を含む当時の一般的な医療従事者は、電流の状態に異常を生じさせる理化学的原因について認識しえなかった。

(2) (1) と同じ経緯であるが、X が新人で、電気メスの接続作業が今回初めてであるという場合はどうか。

(3) (1) と同じ経緯であるが、熱傷が生じたのではなく、Y が、手術直前まで飲酒していたため、執刀中に誤って A を傷つけてしまった場合はどうか。

事例 4

ホテル A を運営する B 社の代表取締役 X は、A の設備の経年劣化に伴いスプリンクラー等の耐用年数が超過しているにもかかわらず、買換えの出費がかかることを嫌いそのまま放置していた。また、X は、B の支配人である Y を消防法上の防火管理者に選任していたが、Y は、消防計画の作成や従業

員の消火・避難誘導訓練を行っておらず、Xもそれを認識していた。某日、宿泊客の寝たばこが原因でAで火災が発生したが、スプリンクラーが作動せず、適切な消火や避難誘導もなされなかったため、多数の宿泊客が死傷した。

第
6
講

被害者の同意

事例 1

Xは、愛人Aに別れを切り出したところ、Aから心中の申出を受けた。Xは、申出に応じて心中する気はなかったが、Aが自己を熱愛し追死してくれると信じていることに乗じて、追死するように装い、毒薬をAに渡した。Aはその毒薬を服用して死亡した。

事例 2

(1) ホストクラブのホストであるXは、つけ払いのたまった女性客Aに暴行、脅迫を加えて風俗店で働かせるなどしていたが、少しずつの返済に飽き足らなくなり、自己と偽装結婚させたAを車の海中転落事故に見せかけて自殺させ、保険金を入手しようと企てた。そこで、自己を極度に畏怖して服従していたAに対し、暴行、脅迫を交えつつ、車ごと海中に転落して自殺することを執拗に要求し、猶予を哀願するAに翌日の実行を確約させるなどし、Aをして、命令に応じて自殺するほかないとの心境に陥らせた上で、本件当日、漁港の岸壁から車ごと海中に転落するように命じた。Aは、言われたとおりに車を運転して海に飛び込み、溺死した。

(2) (1)と同様の経緯で自殺を命じられたAは、命令に応じて車ごと海に飛び込むほかないとの心境になったが、死ぬ覚悟はできず、自殺を装い身を隠すことを思いつき、窓を開けるなど脱出準備をした上で車を運転して海に飛び込んだ後、泳いで脱出し、死亡を免れた。

事例 3

Xは、A運転の車が赤信号で停止した際、その後ろの車に自車を追突させて玉突き事故を起こし、Aに軽傷を負わせた。この行為は、過失による交通事故を偽装して保険会社から保険金を詐取するというXとAの計画に基づき行われたもので、Aは上記傷害を負うことに同意していた。

第
7
講

正当防衛

事例1

Xは、通行人Aと路上で肩が触れたことがきっかけで、口論になった際、Aから手拳で顔面を殴打された。その後、次の事実が生じた（各事例は独立したものとする）。

- (1) AはXを殴った後、走って逃げ去ろうとしたが、Xはこれを追いかけて、50m先の路上で追いつき、Aの顔面を手拳で殴打し、軽傷を負わせた。
- (2) Xは、とっさにAの顔面を手拳で殴打し返し、軽傷を負わせた。
- (3) Xは、Aの言動に憤激し、顔面を手拳で殴打し、軽傷を負わせた。
- (4) Xは、逃げようとしたが、体格で自己を圧倒し、腕つぶしでもかないそうもないAにさらに迫られたため、その日バーベキューで使うために所持していた包丁を取り出して両手で構え、Aに対し、「それ以上近づくな。切られたいのか」と語気鋭く申し向けた。
- (5) Xは、Aの顔面を手拳で殴打したところ、Aはよろよろと後退し、バランスを崩して倒れ、たまたま停められていた車のバンパーに頭を強打し、全治2か月の重傷を負った。

事例2

Xは、某日夕方、知人Aから、マンション6階の自宅の玄関扉を消火器で何度もたたかれ、その頃から翌朝未明まで、十数回にわたり電話で因縁をつけられていた。午前4時頃、電話で挑発され、マンション前の路上に呼び出されたXは、呼出しに応じれば凶器などによる暴行を受けることを予期し、呼出しに応じる必要はなく、警察への通報も容易であったが、包丁を携帯してマンション前の路上に赴いた。するとAはハンマーを持って駆け寄ってきた。Xは、包丁を示すなどの威嚇的行動をとることなく、ハンマーで殴りかかってきたAの攻撃をかわしつつ、殺意をもって、包丁でAの胸を刺して殺害した。

事例3

Xは、Aが自転車にまたがったままごみ捨て場にごみを捨てているのを見て、声をかけ、口論となった際、いきなりAの顔を手拳で1回殴打し（第1暴行）、直後に走り去った。Aは、自転車でXを追いかけて、約90m離れた地点で追いつくと、自転車に乗ったまま、プロレスのラリアットのように、Xの背中上部を強打した。これに対し、Xは、護身用に携帯していた特殊警棒でAの顔面等を数回殴りつけ（第2暴行）、加療3週間の傷害を負わせた。

第
8
講

過剰防衛・誤想防衛・誤想過剰防衛

事例1

Xは、アパート2階の外廊下で、いきなりAから鉄パイプで殴打されたため、Aの顔面を殴る暴行（第1暴行）を加え、軽傷を負わせた。その後、次の経緯で第2暴行に及んだ（各事例は独立したものとする）。

(1) Aは、バランスを崩し、手すりに上半身を乗り出したが、なお鉄パイプを握りしめ、態勢を立て直せる状況にあった。焦ったXは、Aの足を持ち上げ、4m下の地面に転落させ、全身骨折の重傷を負わせた。

(2) 足を滑らせたAは、仰向けに倒れ、気絶したように動かなくなった。Xは、この状況を十分に認識したが、「俺に勝てると思っているのか」などと言って、Aの腹部を激しく足蹴にしたり、繰り返し踏みつけたりする暴行を加え、Aに内臓破裂の重傷を負わせた。

事例2

空手の有段者Xは、A男が路上に座り込んだB女を介抱していたのを見て、AがBに乱暴しているものと誤信し、割って入ったところ、Aが身構えたため、殴りかかってくるものと誤信し、次の行為に及んだ（各事例は独立したものとする）。

(1) Aに足払いをかけて転倒させ、軽傷を負わせた。

(2) 空手技である回し蹴りを全力で行い、Aの頭部を強打した。Aは転倒し、頭蓋骨骨折の傷害を負って死亡した。

事例3

Xは、実兄Aと一緒にいたところ、Bらから襲撃され、自らは自動車内に逃げ込んだが、なおAはBらから木刀で殴られるなどの激しい暴行を受けていた。そこでXは、Bらの近くに自動車を低速で進行させ、Bらを飛びのかせて追い払おうとしたが、意図に反し、車体がBの手に接触して軽傷を負わせたほか、Aを轢過し、Aを死亡させるに至った。

第
9
講

緊急避難

事例 1

X は、カルト教団の施設から友人 A を連れ出すため、交渉に赴いたが、教団幹部らに身体を拘束され、施設の一室に監禁された。その後、次の事実が生じた（各事例は独立したものとする）。

(1) X は、隙を見て逃走したところ、気づいた信者らに追跡され、捕まりそうになった。逃げ切ることはできず、多勢に無勢で立ち向かうこともできず、そのままでは再び監禁されてしまうため、助かる唯一の手段として、近くの民家に、住人に無断で逃げ込み、110 番通報を求めた。

(2) X は、教祖から「お前は解放してやるが条件がある。A を殺せ。できないならお前の処置も考えなければいけない」と言われた。X は、命令を拒んでもすぐに殺害される状況ではなかったが、監禁状態から解放されるには他に手段がなかったため、渡されたロープで A の首を絞めて殺害した。

(3) 監視は緩やかで、夜間であれば裏口等からの逃走も可能であった。しかし、X は、確実を期すべく、廊下にあった一斗缶に入っていた灯油を撒き、ライターで火をつけ、火災を生じさせ、大混乱の際に逃走した。この火災により建物は半焼し、多数の信者らが焼け出された。

事例 2

X は、夜間自動車を運転中、狭い車道の対向車線を低速で進行していた車両とすれ違おうとした際に、同車両の背後の見通しが悪いのに、減速して注意を払うなどせず、漫然進行した。すると、車両の背後から歩行者 A が現れたので、衝突を避ける唯一の手段として、急ハンドルにより進路を変更したところ、別の歩行者 B に衝突し、B を死亡させた。

第
10
講

責任能力・原因において自由な行為

事例 1

- (1) 酒に酔うと見境なく暴力を振るう傾向にあった X は、酒の勢いを借りて A を殺害しようと考え、大量に酒を飲み重度の酩酊状態に陥った後、A を包丁で刺殺した。刺突行為の時点で、X は心神喪失の状態にあった。
- (2) (1) の刺突行為の時点で、X が心神耗弱の状態にあった場合はどうか。
- (3) X は、多量に飲酒すると他人に暴力を振るう傾向にあり、酒量を制限していたが、友人 A の結婚式で不覚にも飲みすぎて重度の酩酊状態に陥り、心神喪失の状態、① A を殴打して傷害を負わせ、これを制止した友人 B に激昂し、② 殺意をもってテーブルナイフを B に突き刺して死亡させた。
- (4) X は、自動車を運転してバーに行き、飲酒後に酔って再び自動車を運転することを認識しつつ、数時間にわたり 20 本近くビールを飲んで酩酊し、心神耗弱の状態、道路交通法が禁止する酒酔い運転を行った。

事例 2

X は、自宅で酒を飲み始めたところ妻 A と口論となり、A の顔面を手拳で 1 回殴打し、その後も数時間にわたり、腹立ちまぎれに酒を飲んで酩酊の度を強めつつ、断続的に同人の顔面を殴打し続けていたが、逃げる A を追いかける際自ら転倒し頭部を強打するに至って激昂した結果、心神耗弱の状態に陥り、A を転倒させ、その背部等を何度も激しく踏みつける暴行に及んだ。A はこれらの暴行により複数の傷害を負ったが、踏みつけ行為によって生じた胸骨および肋骨骨折による胸腔内出血が致命傷となって死亡した。

第
11
講

違法性の意識

事例 1

(1) Xは、有毒飲食物等取締令（当時）において有毒飲料として飲食提供目的での所持・譲渡等を禁止されていたメタノール 15 ℓ を A から譲り受け、飲用に供する目的でこれを所持し、一部を B らに譲渡した。X は A から「このアルコールにはメチルアルコールが入っているから飲んではいけない」と言われたが、メチルアルコールとメタノールが同じものであるとは知らなかった。

(2) 石油連盟の会長 X と同受給委員会委員長の Y は、共謀により、石油連盟の業務に関し、石油精製会社の原油処理量の調整（生産調整カルテル）を行い、原油取引に関する取引分野における競争を実質的に制限したとして、独占禁止法上の不当な取引制限の罪で起訴された。本件カルテルは、通産省（当時）の行政指導を受けて長年にわたり実施されてきた生産調整の慣行に従い行われたものであり、X らは生産調整が正当な職務であると信じていた。

事例 2

(1) A 県教職員組合の中央執行委員長だった X は、傘下の公立小中学校教職員にストライキを行わせるため、実施を促す指令の趣旨を組合員に伝達するなどした。地方公務員法で禁止される争議行為のあおり行為の意義につき、行為当時の判例は、あおりの対象から違法性の低い争議行為と争議行為に通常随伴する行為を除外する見解（二重の絞り理論）を採っていたが、すでに国家公務員に関して同理論を否定する判例が登場しており、地方公務員についても判例変更の可能性が指摘されていた。

(2) 飲食店の経営者 X は、紙幣に似たサービス券を作成するにあたり、警察署に赴いて知り合いの巡査 A に相談したところ、通貨及証券模造取締法の条文を示され、券を大きくするなどして紛らわしくない外観にするよう助言を受けた。しかし、A の口調が断言的でなかったことから、真剣には受け止めず、助言内容を反映しないサービス券 P を作成し、宣伝目的でこれを警察署に持参したところ、格別の注意を受けなかったほか、A が同券の配布を手伝ってくれたため安心し、さらに同様のサービス券 Q を作成した。

(3) 映画制作者 X は、男女の性交および性戯の姿態を連想させる場面や女性の身体の裸像が撮影されていた映画を制作して上映した。X は当該映画が映倫管理委員会（現・映画倫理機構〔映倫〕）の審査を通過していたことから「わいせつな……図画」（175 条）に該当しないと考えていた。

事例3

(1) Xは、禁猟獣である「むささび」を「もま」だと思って捕獲したが、「もま」は「むささび」の俗称であって両者が同じ動物であることを知らなかった。

(2) Yは、禁猟獣である「たぬき」を「むじな」だと思って捕獲したが、「むじな」は「たぬき」の俗称であって両者が同じ動物であることを知らなかった。

(3) Xは、実父名義の特殊公衆浴場の営業許可を引き継ごうとしたが、名義変更も新たに許可を得ることも法的に困難であることが判明した。そこで、県議会議員Aを通じて県衛生部に陳情し、同部の担当者らから教示を受けつつ営業許可の申請者の名義を変更する届を提出したところ、Aを通じてそれが県知事に受理された旨の連絡を受けたため、浴場の営業を続けた。

第
12
講

未遂犯総説・実行の着手

事例 1

Xは、深夜の散歩中に、家電販売業を営むAの住居兼店舗の勝手口が開いているのに気づき、侵入して売上金を窃取することを思いついたが、次の段階で帰宅したAに発見され、目的を達成できなかった（各事例は独立したものとする）。窃盗未遂罪は成立するか。

- (1) 住居兼店舗の勝手口に近づいた段階。
- (2) 侵入後、暗い店内の奥隅にレジを発見し、これに近づこうとした段階。
- (3) レジを開けて現金が入っていないか内部を物色し始めた段階。

事例 2

(1) Xは、Aにクロロホルムを吸引させて（第1行為）意識を失わせた上で、2km先の港まで自動車で運び、失神したAを自動車ごと海中に転落させて（第2行為）溺死させる計画に基づき、深夜、自動車で誘い込んだAの鼻口部にクロロホルムを染み込ませたタオルを押し当てたところ、これを吸引したAは昏倒した。

(ア) 搬送途中で交通事故に遭い、Xは第2行為を断念した。クロロホルムは少量にとどまり、第1行為自体に死亡の危険性はなく、Aは死亡しなかった。

(イ) Aはクロロホルムの多量吸引に基づく呼吸停止により死亡したが、Xは第1行為でAが死亡する危険性を認識しておらず、そのまま第2行為に及んだ。

(2) Xは、詐欺被害の回復に協力するという名目で被害者に預金口座から現金を払い戻させた上で、警察官になりすまし現金の交付を受けるという計画の下、前日に詐欺被害に遭ったAに電話をかけて、「口座の残金はすぐにご下ろしたほうが良い」「前日の被害金を取り返すので協力してほしい」「間もなく警察が訪問する」などと嘘を述べたが、その直後にXの詐欺グループの拠点で警察の摘発を受けたため、目的を遂げなかった。

事例 3

(1) Xは、Aを中毒死させる目的で、致死量の毒物を混入させた砂糖をお歳暮として郵便小包でA宅に発送した。

(ア) Aは受領した小包から致死量の毒物を含む砂糖を薩摩煮に投入したが、異臭から毒物の混入に気づき、食用するに至らなかった。

(イ) 小包を積んだトラックが搬送中の事故で炎上し、小包は消失した。

(2) 事例1の各段階において、Xは、逮捕を免れる目的でAの顔面を複数

回殴打し、Aに傷害を負わせた。

(3) Xは、共犯者とともに強制性交目的で通行人Aをダンプカーの運転席に引きずり込み、6km離れた場所に移動し、同車内でAに強制性交を行った。引きずり込みの際にAは傷害を負った。

第
13
講

不能犯・中止犯

事例 1

- (1) Xは、毒殺する目的で、Aの食べ物等に硫黄粉末を混ぜて服用させたが、硫黄の服用により人間が中毒死することはないため、Aは死ななかった。
- (2) Xは、空気塞栓を生じさせて殺害する目的で、Aの静脈に空気合計30cc～40ccを注射したが、致死量に至らなかったため、Aは死ななかった。
- (3) 暴力団員Xは、抗争相手のAが銃撃を受けたと知って直ちに現場に駆けつけ、倒れていたAがまだ生きていると信じ、その腹部等に殺意をもって日本刀を突き刺したが、刺突の時点でAはすでに死亡していた。

事例 2

- (1) Xは、殺意をもってAの左側頭部付近目がけて牛刀を振り下ろし、これを左腕で防いだAに全治2週間の傷害を負わせたが、直後にAから「命だけは助けて」と哀願されてかわいそうになり、それ以上の追撃を止めた。
- (2) Xは、放火目的でA宅土間の枯れ松枝の束にマッチで火をつけたが、火勢を見てにわかに恐怖を感じ、近所のBに「放火したのでよろしく頼む」と伝えて走り去った。Bらの消火活動によりA宅が燃える前に鎮火した。
- (3) Xは、殺意をもってAの左腹部を包丁で突き刺し、肝臓に達する刺創を負わせたが、Aが「痛い痛い」と泣きながら「病院に連れていってくれ」と哀願したのでかわいそうになり、自分の自動車に乗せて病院に連れていき医師に引き渡した。Xは病院の到着前に凶器を投棄したほか、医師らに自らが犯人である旨を隠していたが、Aは病院での治療により一命をとりとめた。
- (4) 自殺を決意したXは、残される母Aの行く末を不憫に思い、殺害してその苦悩を取り除いてやろうと考え、就寝中のAの頭部をバットで力強く1回殴打し、早くも死亡したと思って隣室に入ったが、自己の名前を呼ぶ声がしたため現場に戻ったところ、Aが頭部から血を流して痛苦していた。Xは、その姿を見てにわかに恐怖驚愕し、殺害行為を続行できなかった。

事例 3

- (1) Xは、弁護士を装いAに「息子さんが交通事故を起こした」「今すぐ示談金100万円が必要だ」などと嘘の電話をかけたが、たまたま息子が在宅中だったAは、嘘を見抜いた上で、騙されたふりを続けた。Xは、「自宅を訪問する事務員に現金を渡してほしい」と述べてA宅に向かったが、年老いたAの狼狽した様子を思い出して急に申し訳なくなり、詐欺の計画を取りやめた。
- (2) Xは、YらとともにA方での強盗を計画し、出刃包丁や縄を携えてA

方に赴いたが、YらがA方のドアを叩くのを見て恐くなり、1人で自宅に帰った。

第
14
講

正犯と共犯

事例 1

(1) Xは、借金や人間関係、平素の暴行・脅迫を通じて精神的に支配していたAに対し、死亡保険金で借金を支払わせるために、毒入り飲料を渡し、それを飲み死ぬように強い、やむなくそれを飲んだAは死亡した。

(2) Xは、A社（代表取締役B）に解雇された恨みから、その営業車を勝手に売却して遊興費を得ようと考え、情を知らない中古車販売業を営むCに対し、売却権限があるかのように偽り売買契約を結び、かねて複製していた鍵を渡して、A社の休業日に、Cをして、営業車を搬出させた。

事例 2

(1) A（13歳）の母親であるXは、普段からAが言うことを聞かない場合には殴るなどして自己の意のままに従わせていたところ、Aに近隣のコンビニエンスストアB（店長C）で食料品を万引きしてくるように指示をし、嫌がるAを強いてBまで連れていき、店外から監視しつつ、食料品を万引きさせた。

(2) 生活費に窮したXは、息子A（13歳）に近隣のコンビニエンスストアB（店長C）で売上金の強盗をしてくるように命じたところ、Aは嫌がったが、Xは説得し、包丁や覆面を提供して、手順を教えた。Aは、深夜にしぶしぶBに赴き、Xの教えどおり、包丁をCに突きつけ、レジから現金を奪ったが、自らの判断でCと予想外に居合わせた客Dをバックヤードに押し込んで縛り上げるなどした。現金はXがすべて生活費に使った。

事例 3

Xは、Aら複数名が強盗殺人を実行しようとしていることを当日に伝えられ、被害者Bを殺害する現場まで付き従い、その後に死体処理をするように依頼を受けた。Xは、かねてAから世話になっていたので応諾し、Aらの知らぬ間に、殺害現場で音漏れを防ぐために目張りをするなどした上で、Bのいる場所へ出向いた。AらはBを欺いて車に乗せ、殺害現場へと向かい、Xはそれを別の車で追従したが、Aらは予定を変更して車中でBを殺害しその財物を奪いAらのみで山分けした。その後、Xはその死体を車で山中に遺棄した。

第
15
講

共同正犯(1)

——基本成立要件

事例1

(1) XとYは、協力してAに対して強盗を行うことを話し合い、その話し合いに基づき、XはAに対して拳銃を突きつけて動くなと命じ、Yはその間にAのポケットから財布を奪った。

(2) 暴力団組長Xは、同組構成員のYにA宅での強盗を命じ、XはAの在宅時間やA宅の状況の情報提供、拳銃等の道具の供与を行い、強取金の2割をYの報酬とすることを約し、Yも了承した。Yは、提供された情報をもとにA宅に押し入り、供与された拳銃を突きつけてAを脅し、同宅にあった1000万円を奪った。

事例2

高齢者に対し、その息子を騙って電話をかけ窮状を訴え、現金を宅急便で空き家となっているマンションに送付させ詐取する詐欺(特殊詐欺)を繰り返していた暴力団員Xは、事務所で虚偽の電話をかける役(かけ子)をYに、詐取金を回収する役(受け子)を組織外のバイトに随時依頼していた。

(1) 某日、Yが高齢者Aから示談金の支払名目で現金を送付させることに成功したため、XはバイトのZ₁に高額な報酬を提示して、マンション入口のオートロックを解除する方法、郵便受けから不在連絡票を入手して、そこに記載してある暗証番号を使って荷物を回収する方法を教え、Z₁はそれに従い詐取金を回収した。

(2) 某日、Yが別の高齢者Bを騙し、現金を送付させることに成功したが、空き家から回収をするバイトが見つからなかったため、Xは、自分の妻Z₂に、刑務所に入っている暴力団員Cの住居からCへの差し入れ用に宅配された荷物を回収する必要があると嘘を言って、Z₂に詐取金を回収させた。

事例3

(1) XとYは強盗を共謀し、目出し帽をかぶり凶器を用意した上、知人のZを呼び出して、A宅まで車で送るよう依頼した。ZはXらがA宅で強盗をするものと理解をし、XらもZが強盗の意図を理解しているものと認識していたが、ZはXらを車でA宅に送り届けた。XはAに対して拳銃を突きつけて脅し、Yはその間にAの財物を奪取した。Zは、犯行前に帰され、報酬は特に得ていない。

(2) (1)のZは、Xらの依頼を受け、報酬を得て、同様のことを繰り返していた。Zは、今回も同様の犯行であると理解し、報酬も得られると考え、Xらを車で送り届けた。

(3) (1) で、Z は、A 宅の中まで同行するように X から言われ、犯行現場で拳銃を渡され、X が A を脅している間、それを突きつけていた。

事例 4

(1) 暴力団組長である X が、元組員 A に制裁を加えるため、Y らにバットを用いて A に暴行・傷害を加え事務所へ連行するよう指示したところ、Y らによる暴行の過程においてバットの当たり所が悪く、A は死亡した。

(2) (1) で X から指示を受けた Y らは、暴行により A に傷害を負わせたが、A のふてぶてしい態度から、後日 A から報復されることを恐れて、A を山中に連行し、絞殺した。

事例 5

(1) X と Y は、X は殺人の故意で、Y は傷害の故意で、A をバットで殴打することを共謀し、その遂行過程で、X の殴打によって A が死亡した。

(2) X は、Y に対し、某交番近辺でパトロール中の警察官 A を銃打ち銃で射撃の上で殺害し、拳銃を奪うことを指示し、Y がそれを実行したところ、銃は、A の身体を貫通して B にも当たり、両名は負傷した。

(3) 暴力団組長である X は、配下の Y に A 宅での現金の強盗を指示したところ、Y は内心では窃盗を試み、露見した場合には暴行により逃げようと考えていた。Y は、窃盗の着手後に A ら複数名に発見されたため、暴行を行い逮捕を免れ逃走した。

(4) X と Y は特殊詐欺を共謀し、A に対して息子を騙り、現金の必要性に関して虚偽を述べ、Y が A 宅に受領に赴いたところ、A が受渡しを渋ったため、Y は隙をみて現金を持ち去った。

第
16
講

共同正犯(2)

——承継的共同正犯, 共犯関係の解消

事例1

Xは、かねてから不仲であったAを呼び出し、因縁をつけ、一方的に暴行を加えて傷害①を負わせた(第1暴行)。その後、Aを連行して移動し、あわせてAと不仲であったYを呼び出し、共謀の上、暴行を加えて傷害②を負わせた(第2暴行)。

- (1) 傷害①と②の区別が明確に可能であった。
- (2) 傷害①と②の区別は不可能だが、②については、①を悪化させたことの立証のみは可能であった。
- (3) 傷害①と②の区別が全く不可能であった。

事例2

(1) 高齢者に対して電話をかけ、金銭の支払を必要と誤認させる特殊詐欺グループを取り仕切っていたXは、その構成員をして各被害者の息子のふりをして電話をかけさせ、交通事故示談金のため現金を直ちに支払う必要があり金銭を用意してほしいとの嘘を述べさせた。

(ア) その電話により、Aが上記を信じ込んだ後、Xから上記事情を初めて知らされ、金銭受領を依頼されたY₁は、特殊詐欺の受け子であると認識したが、引き受け、A宅へ出向き金銭を受領した。

(イ) その後、Y₂は、(ア)と同様の経緯で引き受けたが、被害者Bが直前に詐欺を看破したため、B宅で紙束のみ封入された封筒を受領した。

(ウ) その後、Y₃は、(ア)と同様の経緯で引き受けたが、直後に、特殊詐欺グループが摘発されたため、被害者C宅へ出向くことはなかった。

(2) Xは、A宅から現金を強取する目的で、夜間A宅に侵入し、Aにナイフを突きつけ、縛り上げ2階のクローゼットに閉じ込めた。そこで金庫を持ち出すため、Yを呼び出し、事情を説明して、一緒に金庫を運び出した。

事例3

(1) Xは、Yと共謀して、A宅に強盗に入り、Yにおいて、Aに刃物を突きつけ金品の要求を行った。しかし、Aが、金がないと命乞いをしたため、不憫に思ったXは、Yを説得して強盗をやめるとともに帰った。

(2) X、Y、Zは、A宅に窃盗に入ることを共謀したが、当日、A宅に向かう途中、Xは自ら、執行猶予中であることから、窃盗をする気を失い、YとZにその旨を告げ、YとZも了承の上、Xは帰宅し、YとZのみで窃盗を実行した。

(3) X、Y、Zは、A宅に強盗に入ることを共謀し、Xが見張りをしている

間、YとZはA宅へ侵入し強盗の準備を行っていた。Xは、付近の人の様子から、犯行をやめたほうがよいと考え、携帯電話でYとZに、その旨と帰る旨を一方的に伝えた上で、その場を離れた。YとZは、A宅を出て、Xが帰ったことを確認したが、犯行を継続することとし、A宅に再度侵入した。そこで、Aに刃物を突きつけ、金品を要求したが、Aが金がないと命乞いをしたため、Yは、同情し、「俺、帰る」とZに告げて、A宅を出た。Zは、1人で強盗を継続し、Aから3万円を強取した。

(4) XとYは、人間関係のトラブルからAを呼び出して暴行による制裁を加えることを共謀し、呼出しに応じたAに両名は手拳でこもごも殴打を加え傷害を負わせた。その後、Xは、Aの様子を見て、Yの暴行を止めたり、Aを介抱したりしていたが、憤激したYはXを殴って気絶させ、その間にAを別の場所に連行し、単独でさらに殴打し、新たな傷害を負わせた。

第
17
講

共犯の諸問題

——過失犯の共同正犯, 不作為の共犯, 共犯と正当防衛, 共犯と身分

事例 1

XとYは、業務として、地下洞道内のケーブルの保守点検に従事していたが、断線を発見し、その補修について打合せをするため地上に戻る際に、両名が作業に用いていたトーチランプの消火を相互に確認することなく、双方とも、相談の上、その場に放置して立ち去った。その結果、いずれとも特定できないトーチランプから出火し、ケーブルを焼損させ、付近の建物や人に危険を生じさせた。

事例 2

Xは、自分の子A(2歳)と2人で同居し、監護・養育を行っていたが、Yと交際し、YはX宅に住むようになった。しかし、AはYになつかず、YはAを疎んじ、風呂場に連れ込んで殴るようになった。ある日、Yは食事をこぼしたAに腹を立て、風呂場に連れていき暴行を加え死亡させた。その際、Xは食事の片づけをしており、YがAを風呂場に連れていった時点でAを殴ることを予想したが、Yを怒らせたくなかったので止めなかった。なお、Xが口頭で説得すれば、確実にYの暴行を阻止できたかは必ずしも明らかではないが、Yが暴行をやめる可能性もあった。

事例 3

X, Y, Zが公園でたむろしていたところ、Xの携帯電話に、Xらとの交通トラブルの示談交渉でもめていたA, B, Cが、Xらを襲撃するため公園に向かっているという連絡があった。Xは、YやZにはそのことは話さず、しかし、この機会にAらを痛めつけようと、さりげなく車からバットを持ち出し、素振りをしていた。

30分後、Aらが到着し、Xらに素手で殴りかかってきたため、Xらは反撃しようと思意思を通じ、その際、Xは、血の気が多く、頑健なYにバットを渡しつつ「これでやっちまえ」と言った。Yがバットを振り回したところ、AとBは逃げ出したが、Zを組み伏せていたCは逃げ遅れ、憤激したYに専ら攻撃の意思によりバットで頭を乱打され、頭がい骨骨折の重傷を負った。

事例 4

- (1) Xは、自己の友人Aから預かり保管していた車を、別の友人Yと共謀の上、一緒に遊ぶ遊興費のため売却した。
- (2) 賭博の常習癖を有するXが賭博をするに際し、常習癖を有しない友人

Yは場所を無料で貸し与えた。

(3) Xは勤務する会社で業務上預かり保管していた金銭を、会社とは無関係な妻Yと共謀の上で持ち出し、費消した。

第
18
講 罪数

事例 1

- (1) Xは、殺意をもってAの首を絞めて窒息死させた。
- (2) Xは、Aを包丁で脅して現金を強取し、その機会に殺意をもってAの首を突き刺して死亡させた。
- (3) Xは、Aの頭部を鉄パイプで殴打する暴行を加え、負傷させた。
- (4) Xは、激昂してAに傷害を加えていた途中、殺意を生じて刺殺した。
- (5) Xは、過失で猟銃を誤射しAの足を負傷させた後、この事実を隠蔽するため、殺意をもってAの胸を撃ち抜いて即死させた。
- (6) Xは、職務執行中の公務員に暴行を加えて負傷させた。
- (7) Xは、住居に侵入してAを殺害した。その後山中に死体を遺棄した。
- (8) Xは、住居に侵入してAを殺害し、さらに居合わせたBも殺害した。
- (9) 暴力団組長Xの指示命令により、組員YがA・Bを順次殺害した。
- (10) Xは、A・Bの殺害を計画しているYに拳銃を貸し与えて幫助し、Yはこれを用いて両名を順次殺害した。

事例 2

- (1) Xは、数時間のうちに倉庫から米俵9俵を3回に分けて窃取した。
- (2) Xは、経理担当者として業務上占有するA社の口座から現金を払い戻して横領する行為を数か月にわたり多数回繰り返した。
- (3) Xは、アルバイト等を各所に配置し、街頭募金詐欺を連日繰り返した。
- (4) Xは、A宅に侵入してAの財物を窃取したところ、Aに発見され、居直ってAに暴行を加えて別の財物を強取した。
- (5) Xは、通行人Aに対する強盗を実行した際、Aを負傷させ、さらにAを救助するために駆けつけたBも殴りつけて負傷させた。
- (6) Xは、Aに暴行中、強盗の犯意を生じ、さらに暴行を加えて現金を強取した。Aは負傷したが、前後いずれの暴行が原因か不明であった。
- (7) Xは、自転車を窃取して使用後、不要になったので損壊した。

第
19
講

遺棄罪

事例 1

(1) Xは、夜間、自動車を運転中に過失により歩行者Aに自車を衝突させ全治3か月の重傷を負わせた。Xは、意識のないAを病院に連れていくため車に運び込み、自車を発進させた。しかし、走行中に、事故の責任を問われることをおそれるようになり、意識のないAを道路の端に下ろし、そのまま立ち去った。

(2) (1)と同様の経緯で、Xは、事故後Aを無視して直ちに逃亡した。

事例 2

Xは配偶者と離婚後、子A(5歳)と2人で生活していた。XはYと親密になりX宅で同棲を始めたが、Yに対しAが反抗的な態度をとるので、Xは、「しつけ」と称してAに食事を与えないことがあった。それが数か月続き、○月○日には、Aは同年齢の子に比べて一見して明らかに痩せ細った状態となった。それでもなお、Xは「しつけ」を続け、Yもそれを推奨したりした。5日後、Aは低栄養による衰弱によって死亡した。○月○日から4日間の中に、生存に必要な食事を与え、医師による医療措置を受けさせれば、Aの衰弱状態は改善することが確実であった。XとYの殺意は証明されなかった。

第
20
講

暴行罪・傷害罪

事例 1

- (1) Xは、就寝中のAの頭髪を根元からハサミで切除した。
- (2) Xは、驚かす目的で、Aの目の前で、日本刀を素早く振り回した。
- (3) Xは、Aの耳元で、ブラスバンド用の大太鼓や鐘を連打した。
- (4) Xは、お清めと称して、嫌がるAの頭に塩をひとつまみ振りかけた。

事例 2

- (1) Xは、驚かす目的でAの数歩手前にこぶし大の石を投げたところ、驚いたAは後ろに転倒して後頭部を強打し、頭蓋骨骨折の重傷を負った。
- (2) Xは、隣人Aに嫌がらせをする目的で、隣家に接した窓の付近に複数の目覚まし時計を置き、1年半にわたって、早朝から深夜まで時計のアラーム音を大音量で鳴らし続けるなどしたところ、Aは精神的ストレスにより、全治不詳の慢性頭痛症、睡眠障害、耳鳴り症の傷害を負った。
- (3) Xは、大学病院内で休日当直医として勤務していたAに睡眠薬を混ぜた菓子を食べさせたところ、Aは約6時間にわたり意識障害に陥った。

事例 3

- (1) 飲食店の従業員Xは、会計時の客Aの横柄な態度に立腹し、店外の路上でAの頭部を多数回殴打し、Aが動かなくなったのを見て店内に戻った。付近で一部始終を見ていた客Yは、Aの態度に苛立ち、Xが立ち去ったのを確認するやAの頭部を複数回強く蹴り上げた。Aは急性硬膜下血腫の傷害を負い、同傷害に基づく急性脳腫脹のため死亡した。少なくともYの暴行が死因となった急性硬膜下血腫を悪化させたことは明らかであったが、急性硬膜下血腫がXとYのいずれの暴行によって生じたのかは不明だった。
- (2) Xは、公園で知人Aと口論となり、Aを転倒させてその腹部を複数回蹴り上げて立ち去った。40分後に現場を通りかかったYは、仕事のストレスを発散する目的で、見知らぬAの腹部を複数回強く踏みつける暴行を加えた。Aは肝臓裂挫傷および十二指腸裂傷の傷害を負い、搬送先の病院で死亡したが、死因となった上記傷害がXとYのいずれの暴行から生じたのかは不明だった。

事例 4

Xは、暴力団関係のトラブルから、Aのいるマンションの部屋に突入し、Aに対し、カッターナイフで頭部等を切りつけ、複数回にわたり腹部等を殴

打するなどの暴行を加えた。Yは、X突入の5分後、自らも同部屋に踏み込み、AがXから暴行を受けて血まみれになっている状況を目にしてXに加勢しようと考え、Xとこの時点でAに対する暴行の共謀を遂げた。XとYは、その後3時間にわたり、同部屋においてこもごもAの腹部等を複数回蹴ったり踏みつけたりするなどの暴行を加えた。また、Xは、Aの顔面や頭部を殴るなどの暴行を加えた。Aは、頭部切創のほか、㊦肋骨骨折および㊧上嘴唇切創の傷害を負ったが、㊦㊧の傷害については、共謀成立前後のいずれの段階の暴行により生じたのか不明であった。なお、Y自身が加えた暴行は㊦の傷害を生じさせる危険性があったが、㊧の傷害を生じさせる危険性はなかった。

第
21
講

胎児性致死傷

事例

(1) Xは業務上の過失により自社の工場から塩化メチル水銀を含む排水を水俣湾に排出し、その海域の魚介類が汚染された。汚染された魚介類を摂取した妊婦Aの体内で胎児性水俣病に罹患し、脳に病変がある状態で出生したBは、その後、病変の悪化により死亡するに至った。

(2) Xは過失により自己の運転する自動車を妊婦Aに衝突させた。この事故によりAの体内で脳室内出血を負ったBは、出生後、同出血を原因とする水頭症の傷害を負った。

第
22
講

逮捕監禁罪・略取誘拐罪

事例 1

- (1) Xは、Aが就寝中の部屋に、外部からロックをし、数時間後にそれを解除しておいた。その間、Aは気づかず眠ったままであった。
- (2) Xは、逃げ出した住み込みの従業員Aを連れ戻すため、Aを探し出し、Aの親の入院先の病院に行くと言いついて、車に乗せ、発車した。12km走行した時点でAは騙されたことに気づいて下車を求めたが、Xは無視して走行を続けた。
- (3) (2)で、Aは車外に逃げようとしたが、Xはこれを阻止すべく暴行を加え、Aを負傷させた。

事例 2

Xとその妻Aは別居して離婚係争中であり、両人が共同親権を有する長男B(2歳)はAの実家で平穏に生活していた。ところが、Bを手許に置きたいと考えたXは、車で待ち伏せ、Aの母親Cに伴われ保育園から帰宅するBに駆け寄り、抱きかかえて車に乗せ、Cが追いつくのを振り切り、連れ去った。Xはその後の養育について確たる見通しを持っておらず、当日夜、路上に停めた車内でBと一緒にいるところを警察官に発見され、逮捕された。

第
23
講

性的自由に対する罪

事例 1

X男は、別れ話をもつれた自己の恋人をA女が匿っていると思い込み、詰問と報復のためにAを呼び出し、劇薬を顔にかける旨告げる等の脅迫を加えながら、詰問の後、報復目的で、Aに対し全裸となることを命じ、全裸となったAの裸体を写真撮影した。

事例 2

未成年をプロゴルファーに育てるゴルフ教室を運営し、指導を行っているX男(45歳)は、同人を慕い、信頼する教え子のA女(17歳)をレッスンの帰りに、車でラブホテルに連れていき、「ゴルフで成長するためには、度胸が必要だ。俺とエッチをして成長しろ」と述べ、驚愕し、混乱したため拒否をしなかったAと性交した。

事例 3

X男は、深夜一人暮らしのA女の家に入侵し、持参したナイフを突きつけ、「抵抗したら殺す」と申し向け、反抗を抑圧したAと性交を行った。その際に、次の事実が生じた(各事例は独立したものとする)。

- (1) ナイフを突きつけた際に、切っ先がAの腕に触れ、腕に全治1週間の切創を負わせた。
- (2) 性交の際に、乱暴な態様により、Aの陰部に全治1週間の裂傷を負わせた。
- (3) 性交後、Aがナイフを奪ったため、Xは慌てて逃走しようとしたが、Aが逃がすまいとXの服を掴んできたため、Xは、体をひねりAを引きずるなどしてAの指と足に全治1週間の挫創を負わせた。
- (4) Xは、性交後に逃走したが、翌日、街中でAと出くわし、Xを捕まえようとしたAを手拳で殴打し、全治1週間の顔面挫創を負わせた。

第
24
講

住居等侵入罪

事例 1

- (1) Xは、政治的なビラを投函する目的で、塀で囲まれた公務員宿舎の敷地に入り、共用玄関から各居室玄関前の廊下まで立ち入った。同宿舎を管理する当局責任者により、そうした立入りを禁止する表示がなされていた。
- (2) Xは、政治的なビラを投函する目的で、分譲マンションの共用玄関から各居室玄関前の廊下まで立ち入った。同マンションには、管理組合名義で、そうした立入りを禁止する表示がなされていた。
- (3) Xは、警察署の敷地内の捜査車両を覗き見る目的で、敷地を取り囲むコンクリート塀によじ登り、塀の上部（幅約20cm）に上がった。

事例 2

- (1) Xは、Aが夫Bと住む住居に、Aの承諾を得て不倫目的で立ち入った。
- (2) Xは、強盗の目的を秘して知人宅を訪れ、その承諾を得て立ち入った。
- (3) Xは、銀行のATM利用客のキャッシュカードの暗証番号等を盗撮する目的で、行員が常駐しない銀行支店出張所に営業時間中に立ち入り、1台のATMの傍らに盗撮用カメラを設置した。

第
25
講

名誉毀損罪

事例 1

高校教師 X は、生徒 A に恨みを抱き、次の各行為に及んだ。

- (1) 多数の者が閲覧する出会い系の SNS に、「A、高校生です。援助交際希望。連絡ください」というメッセージを、A の顔写真・連絡先付きで書き込んだ。
- (2) 動画中の人物の顔を加工できるソフトウェアを用いて、アダルトビデオの出演者の顔に A の顔画像を合成した動画を、不特定の者が閲覧するウェブサイトにアップロードした。
- (3) 指導する部活の部員ら 4、5 名しかいない部室で、「A はカンニングで数学の単位をとった」と話した。その噂は瞬く間に広まった。
- (4) (3) で、X の摘示した A のカンニングの事実が真実であったとしたらどうか。

事例 2

X は、ラーメン店「甲」等の事業を大規模に展開していた A 社について、「A 社の母体はカルト集団で、『甲』での飲食代の数%は同集団の収入になるという噂だ」という文章をウェブサイトに掲載した。X は、インターネットの書き込みや加盟店店長らのメール等に基づき、この内容を真実と認識していたが、一方的立場からの資料を参照しており、A 社関係者への事実確認もしていなかった。裁判では、摘示した事実の真実性の立証に失敗した。

第
26
講

窃盗罪

事例 1

- (1) Xは、ベンチの上にAが置き忘れた高級財布を売却目的で持ち去った。
 - (ア) ベンチはP公園内に設置されたもので、XはAがベンチから約27m離れた歩道橋の階段踊り場に至ったのを見届けてから財布を持ち去った。
 - (イ) ベンチはQ旅館内の宿泊者専用ラウンジに設置されたものだった。
- (2) Aの経営する個人商店でレジ打ちのアルバイトをしていたXは、Aに無断で売上金の一部を着服した。なお、売上金の計算や釣り銭の補充等はその都度Aの事前の許可を得て行われていた。

事例 2

- (1) Xは、パチスロ店Aにおいて、針金を用いてパチスロ機の枚数カウンターを誤作動させる「ゴト行為」を行い、400枚のメダルを取得した。
- (2) Xの友人であるYは、(1)のXの行為がA店の監視カメラに映らないようにする目的でXの隣に座り、Xの手元を隠すような体勢をとりつつ、自身は通常の方法で遊戯をして100枚のメダルを取得した。
- (3) Xは、路上でAと口論になり、携帯していたナイフでAの腹部を複数回刺しAを殺害したが、立ち去る際に、Aの財布が路上に転がっているのを発見し、生活資金に充てる目的で財布内の現金を持ち去った。
- (4) (3)の直後、偶然付近を通りかかったYは、路上で死亡しているAが高級腕時計を着けているのを見て、これを売却しようと考えて持ち去った。

事例 3

- (1) Xは、乗り捨てる目的で、Aの自転車を無断で乗り出した。
- (2) Xは、給油所の駐車場に停車していたAの自動車（時価相当額300万円）を、数時間後には元の場所に戻しておくつもりで、無断で乗り出した。
- (3) Xは、景品交換の目的で、磁石を使い遊技機からパチンコ玉を取った。
- (4) Xは、Aを殺害後、物盗りを装う目的で金品を持ち去った。
- (5) Xは、盗品を携えて警察に出頭し刑務所に入る目的で、万引きをした。

事例 4

- (1) 自転車を盗まれたXは、犯人のAが自宅の軒先にその自転車を保管しているのを偶然発見し、その場で直ちにこれを回収した。
- (2) 自動車金融業者Xは、顧客Aとの間で、XがAの車を買取り取るが、Aは引き続き車を利用することができ、期限までに元金を返済すればこれを買

い戻せる旨の契約を締結した。Xは、契約の際Aに「車を引き揚げるのは返済がよほどひどく遅れたときだ」と説明していたが、返済期限が過ぎてAの買戻権が失われXが確定的に所有者になったとの理由で、期限の翌日、Aの車庫に侵入し、密かに作成したスペアキーを使い、無断で車を引き揚げた。

(3) Xは、Aの鞆の中から、①覚せい剤と②財布を持ち去った。なお、財布はAがBから窃取したものであった。

第
27
講

強盗罪

事例 1

(1) Xは、Aに対し、次の手段を用い、金銭を得た（各事例は独立したものととする）。

(ア) 刃渡り 15cm のサバイバルナイフを突きつけ金銭の要求をした。

(イ) 一人暮らしの A 宅に侵入し、就寝中の A を起こし、口を押さえつけ「動くな、殺すぞ」と述べ、金銭の要求をした。

(ウ) 仲間数名とともに、無抵抗になるまで A を手拳で激しく殴打した上でそのポケットから財布を抜き取った。

(エ) A が不倫をしている事実をばらすと述べて、金銭の要求をした。

(オ) 電話で「金を払わなければぶっ殺す」と執拗に怒鳴りつけた。

(2) Xは、1人で車を走行させ、白昼路上で、自転車に乗っていた A に道を尋ねるふりをして声をかけ停車させ、その自転車の前かごに入っていたハンドバッグを奪おうとしたが、留め金がかごに引っかかり、Aは転倒した。起き上がった A は、バッグを掴んで引っ張り返して奪われまいとしたが、Xは、そのまま車を発進・加速して A を引きずりながら走行し、路上、車体、電柱などにその身体を激突させ、A が手を離れたバッグを奪い去った。

(3) Xは、自己に対する金銭債務（300万円）をいつまでも返済しない債務者 A からそれを取り立てるべく、A を拉致監禁して、激しい殴打を加えるなどして返済を約束させて解放した。A は 3 日後、その債務を全額弁済した。

事例 2

(1) Xは、A から個人的に 300 万円を借りていたところ、その返済期限が来ても返すあてがなく、A から強く返済を督促されていたが、それを免れるには A を殺害するほかないと考え、返済を名目に A 宅を訪れ、A を殺害した。A は親族とも交流を有しない一人暮らしで、300 万円の金銭貸借を証明する書類等は一切なかった。

(2) Xは、A 宅で、就寝中の A のキャッシュカードを盗んで確保した後、A を起こしてナイフを突きつけ、そのカードの暗証番号を教えるよう要求し、それを聞き出した。

(3) Xは、警察官に職務質問を受け、それから逃走するために A の運行するタクシーを止め、A にナイフを突きつけて運賃 1000 円分の運行を強いた後、信号待ちの際にドアを開けて逃走した。

(4) Xは、相続財産を得るために父である被相続人 A を殺害した。

(5) 某風俗店の店長 X は、その店舗の経営権を握るため、その経営者 A を殺害し、殺害後の幹部会での協議を経て、同店の経営者となった。

事例3

Xは、恋人AがBと浮気していることを知り、不良仲間数名とともに両名を呼び出し、集団で激しい暴行を加えて、A・Bを負傷させ、Bを気絶させた。その後、慰謝料名目で、両名から金銭を奪おうと考え、Aに対して「気が済まんから慰謝料払って」と申し向け、3万円の現金を支払わせた。さらにXは、次の行為を行った（各事例は独立したものとする）。

- (1) Aを帰したのち、気絶しているBのポケットから財布を抜き取り、5000円の現金を得た。
- (2) Aの目の前でBのポケットから財布を抜き取り、現金をとろうとしたところ、「待って」と止めるAを睨みつけ、黙らせ、5000円の現金を得た。

第
28
講

事後強盗罪

事例 1

Xは、現金を盗むために、家人が留守のA宅に侵入し、机の中に現金3万円を見つけ、それをジャケットのポケットに入れた。ほかにも現金がないかと玄関付近を捜していたところ、Aが帰宅し、Xに出くわし、何をしているか詰問した。Xは、逃走するべく、玄関のドア前にいるAの肩に手をかけて引き寄せ、どかせてドアを開け、A宅を歩いて立ち去った。呆気にとられたAは、すぐに気を取り直し、Xの後を追ってA宅前で追いつき、ジャケットの裾を掴み引っ張り、「泥棒！何を盗んだ？」と問い詰めた。Xは、Aが手を離さないので、ジャケットを脱いで走って逃走したところ、Aは転倒した。Aは、ジャケットの中に現金を見つけ、やはりXは泥棒だと思い、逃げるXを100mほど「泥棒！」と叫びながら追いかけた。そこに自転車で巡回中の警察官Bが通りかかり、Aと一緒にXをさらに100mほど追跡し、BのみがXに追いついたところ、Xは、護身用に持っていた刃渡り15cmのナイフを取り出し、振り回したが、護身術の心得があり、防刃ジャケットも着ていたBは意に介さず、格闘の末、Xを逮捕した。

事例 2

Xは、A宅に食品と現金の窃盗目的で侵入して、次の時点で、刃渡り15cmのナイフを突きつけてAを脅して、逃走した（各事例は独立したものとす）。

- (1) 財物の物色を始める前に玄関先でAに発見された際。
- (2) 食品と現金を得たが、外は寒いので、A宅の天井裏でしばらく過ごそうと考え、食品を食べながら潜んでいたところ、帰宅したAが異変を感じ、窃盗から3時間後に天井裏を点検した際。
- (3) 食品と封筒入りの現金を得て、A宅を立ち去り、誰からも追跡等されることなく、1km離れた公園で封筒を確認したが、現金がもう少し欲しいと思い立ち、（立ち去りから）30分後に再度、A宅に侵入しようとしたところ、玄関先で帰宅したAに見つかった際。
- (4) 食品と封筒入りの現金を得て、A宅を立ち去り、翌日、近所で買い物しようとして封筒から現金を出そうとしたところ、たまたま通りかかったAに見つかり、封筒の返還を要求された際。

事例 3

友人Xとともにスーパーマーケットを訪れたYは、Xを車に残して、同店でビールを万引きして店舗外に出たところ、同店警備員のAに声をかけ

られ、同店事務所に同行するように言われた。Yは、逃走し、Xの待つ車に戻って乗り込んだが、Aは車の前に立って阻止しようとした。Yは、ビールを窓から捨て、運転席のXに、構わず車を発進させるよう指示をしたため、Xは、クラクションを鳴らしながら車を急発進させてAの前で急制動を行い、衝突させるふりをしてAを退避させ、その場から逃走した。

第
29
講

強盗致死傷罪

事例 1

Xは、深夜に一人暮らしのA宅に侵入し、就寝中のAを起し、ナイフ（刃渡り15cm）を振り回しながら、現金のありかを尋ねた。その際、次の事実が生じた（各事例は独立したものとする）。

- (1) Aが大人しく金品のありかを教えたため現金を得たが、振り回したナイフの背がAの頬をかすめ、頬を発赤（加療5日）させた。
- (2) Aが防犯のために備え置いていたゴルフクラブを手に反撃してきたため、Xは、何も財物を得られなかったが、その争いの際に、ナイフを振り回し、Aの頬に切創（同上）を負わせた。
- (3) Aが大人しく金品のありかを教えたため現金を得た後、Xは、顔を見られたAを生かしてはおけないと考え、殺意をもってAの腹部を刺しAを死亡させた。

事例 2

Xは、通行人のAと口論になり、Aの顔面を殴打して転倒させ、負傷させた（負傷①）。その際、Aの腕時計が高価なものであることに気づき、Xはナイフを突きつけて脅し、腕時計を外して持ち去り逃走したがナイフを取り落とした。Aはすぐ起き上がってナイフを拾いXを見失うことなく追跡し、付近の河原で追いついたため、Xは時計を投げ返した。そこでAがXを捕まえようとしたため、Xは、それを免れるべく、河原のこぶし大の石を次々と拾って、Aに投げつけたところ、Aに当たりAは負傷した（負傷②）。Aは、Xが石を投げ続けたことから恐怖を感じ、逃げようとしたが逃げ道を失って川に飛び込み、溺れて負傷した（負傷③）。

Xは、その場から逃走したが、その際に、たまたま散歩中の知人のBに顔を見られた。Xは帰宅後、5時間たって、Bの口封じをしなければと思い立ち、Bを電話で自宅に呼び出して、殺害した。

事例 3

バイクに2人乗り走行をしているA（運転者）・Bに対し、鞆を奪う目的で、X（助手席）・Y（運転者）は車で並走して、Xが精巧なモデルガン突きつけ、転倒するように指示をした。Aが転倒したところ、AとBは投げ出されてAは負傷した（負傷①）。また、転倒したバイクが車の前方にスライドしたため、Yは車に急ブレーキをかけ縁石に乗り上げ、Xはフロントガラスに頭をぶつけて負傷した（負傷②）。車から降りたYは、降車の際、Bの足を誤って踏みつけ、負傷させた（負傷③）。その後、XとYは、Aの鞆を

取得し、投げ出されたバイクで逃走しようとしたが、AとBが追いついてきて、Aがバイクを蹴って転倒させ、それに巻き込まれたBがさらに負傷した（負傷④）。

第
30
講

強盗の相互関係

事例

(1) XとYは、通行人Aから金品を強取することを共謀し、Xが素早くAの鞆を奪い取り逃走し、直後に追いつがってきたAをYがナイフで脅して反抗を抑圧した。

(2) XとYは、絵画取引を偽り、ホテルの部屋に画商Aを呼び出した上で、XがAに対して、隣の部屋にいる取引相手に絵を見せる必要があると偽り、Aから絵画を受け取った後、部屋の外でYに渡してYは逃走した。しばらくして、XはAの部屋に行き、絵画の返還を免れるためにAを殺害した。

第
31
講

詐欺罪・恐喝罪

事例1

- (1) Xは、Aに対し、返済の意思がないのに、「10万円貸してくれ。月末までに必ず返す」旨嘘を言い、10万円を借り受けた。
- (2) Xは、古着屋で、代金を支払わずに上着を取得しようと考え、試着を装い、店主の許可を得て試着室に持ち込んだ上で、店主の隙を見て持ち逃げした。
- (3) Xは、自動車販売店で、乗り逃げる意図を秘して、試乗を希望し、公道での15分程度の単独試乗の許可を受け、そのまま乗り逃げした。

事例2

- (1) Xは、飲食店で、無銭飲食の意図を秘して注文し、料理を提供させた。
- (2) その後、同店にしばらく滞在したXは、店員から支払を請求されるや、次の各行為に出て、支払を免れた。
 - (ア) 「自動車で帰宅する知人を店先まで見送る」と偽り、許可を得て店先に出て、そのまま逃走した。
 - (イ) 「財布を忘れたから家に取りに行ってくる」と偽り、許可を得て外出し、そのまま逃走した。

事例3

- (1) Xは、市販のマッサージ器（市価2万円）を、「一般に入手困難であり、中風や小児麻痺等に特効のある高価な特殊治療器であるが、特別に安価で提供する」と偽って販売し、購入客から代金2万円を受領した。
- (2) Xは、銀行の窓口で、第三者に譲渡する意図を秘して預金口座の開設を申し込み、これに応じた係員から預金通帳の交付を受けた。
- (3) カナダ行きの航空券を正規に購入したXは、密入国を企てトランジットエリアで待機しているAを搭乗させる意図を秘して、国際線チェックインカウンターで搭乗券の発行を申し込み、係員からその交付を受けた。
- (4) 暴力団員Xは、宮崎県内のゴルフ場をビジター客として自ら予約し、利用したが、その際、暴力団員であることを申告しなかった。同ゴルフ場では、暴力団員の拒絶を定め、立看板を設置するなどしていたが、それ以上に、申込みの際の誓約等の確認措置はとっていなかった。
- (5) 暴力団員Xは、銀行窓口で、「反社会的勢力でないことを確約して申し込みます」との記載のある申込書を提出して口座開設を申し込み、係員から預金通帳の交付を受けた。

事例 4

- (1) Xは、不正に入手したA名義のクレジットカードを無断で使用し、ガソリンスタンドで給油を受けた。
- (2) Xは、Aに借金返済の督促をしたところ、「このカードを限度額まで使ってくれ」と言われ、A名義のクレジットカードを渡されたので、同カードを使用して、ガソリンスタンドで給油を受けた。
- (3) Xは、利用代金の引落としができる見込みも意思もないことを秘して、自己名義のクレジットカードを使用し、ガソリンスタンドで給油を受けた。

事例 5

- (1) Xは、Aから窃取した通帳・登録印またはキャッシュカードを用いて、次の各方法で預金の払戻しを受けた（それぞれ別の事例とする）。
 - (ア) 銀行の窓口で係員に払戻しを請求し、現金の交付を受けた。
 - (イ) ATMで現金を引き出した。
 - (ウ) ATMでAの口座から自己の口座に振込送金した。
- (2) Aが振込先を誤り、100万円をXの口座に振り込んでしまった。ゼロであるはずの残高の増加に気づいたXは、銀行窓口で、係員に誤振込みである旨告げずに払戻しを請求し、100万円の交付を受けた。

事例 6

Xは、Aが返還を約した30万円を返還しないので、知人らとともに計4名で、Aに対し、身体に危害を加えるような態度を示し、「俺たちの顔を立てろ」などと申し向けて、50万円を交付させた。

第
32
講

横領罪

事例 1

- (1) Xは、友人Aが海外留学に行く間、Aの所有するマウンテンバイクを借りていたが、生活に困ったため、それを売ってしまった。
- (2) Xは、自宅の宅配ボックスに隣家のA宛てのタラバガニ10kgが誤って届けられていることに気づいたが、Aに届けず食べてしまった。
- (3) A社の従業員Xは、同社の製品保管庫の管理を任されていた。Xは、Yに製品の転売を持ちかけられ、2人で倉庫から製品を持ち出し転売した。

事例 2

- (1) Xは、A社の人事部長としてA社の人事に関する機密資料（紙媒体）を自己の机の鍵付き引き出し内において管理しており、その資料は社外への持ち出しを禁止されていた。Xは、ライバル会社のYから、「A社の機密資料を見せてくれたら報酬を払います」と言われたので、上記資料を持ち出し会社を出ると、近くの喫茶店にいたYに見せ、一部の資料については写真を撮らせたりなどした上で、予定どおりすぐに机に戻した。
- (2) (1)のXが、仕事上のストレスが溜まり、A社に対して嫌がらせをしようと考えて、上記資料を持ち出して、河川敷で燃やした場合はどうか。
- (3) 学校法人Aの経営するB高校には、高価な美術品が所蔵されており、校長Xがその管理・保全を任されていたが、売却等の処分のためには、定款上Aの理事会の承認が必要であると定められていた。Xは、管理する美術品を無断で質入れし、得た金銭を市役所職員で職員採用を担当するCに贈与した。Cへの賄賂は、B出身者を優遇して採用してもらうため、Xは、Bの就職実績を上げ、入学志願者を増やすことを目的としていた。

事例 3

- (1) アパレル会社A社のB支店には店長Xと従業員Yが勤めていた。Yは、Xが不在の際には1人で接客販売の業務を行っていたが、商品の仕入れや売上げの管理等には関わっておらず、商品を店外に持ち出す権限もなく、これらの権限はXのみが有していた。XとYは、それぞれ店に1人である際に、自己のためにBの商品を無断で質入れした。
- (2) (1)のYが、Xから封印された商品の配達を依頼されたが、その封印を解き商品の一部を無断で転売した。
- (3) 個人で宝石店を経営するAは、従業員Xに商品の仕入れを任せ、現金100万円を預けた。しかし、Xはその金をすべて遊興費に費やした。
- (4) (3)のXが、Aから商品の売却を委託されたが、その売却代金を自分

のものにして逃亡することにした。Xは、Bに商品を売却して代金を受け取ったが、その金額をAへ渡すことなく外国へ高飛びした。

事例 4

- (1) Xは、①Aとの間でX所有の土地の売買契約を締結した。しかし、Xは、BがXの土地を高値で買ってくれると聞き、XからAへの所有権移転登記が済んでいなかったことから、②Bとの間で土地の売買契約を締結し、③Bへの所有権移転登記を了した。Bは、X・A間の契約を知っていた。
- (2) (1)と同じ経緯で、①と②の間に、①' Xは、本件土地にCのための抵当権を設定し登記を了した、という事情があった場合はどうか。

事例 5

- (1) Xは、Aから現金100万円を1か月保管しておくことを頼まれ、現金で持っていることに不安があったので、B銀行で自己名義の普通預金口座を新たに開設してそこに預金した。しかし、翌日お金が必要になったXは、100万円を引き出して費消した。
- (2) Xは、株式会社A社の経理担当として、B銀行にあるA社名義の普通預金口座を管理する権限を与えられていたところ、B銀行窓口においてA社の普通預金口座から100万円を愛人Cの普通預金口座に振込送金した。

第
33
講

背任罪

事例 1

- (1) 公益法人 A の理事 X は、X の息子 B の経営する会社との間で、A の所持する特許権についてきわめて低額なライセンス契約を締結した。
- (2) X は、A から金を借り、その担保として、A との間で X 所有の土地の抵当権設定契約を締結した。しかし、X は、さらに借金するため、A に対し抵当権設定登記に必要な書類を交付する前に、B との間で土地の抵当権設定契約を締結し登記を了した。
- (3) (2) の B との抵当権設定契約時に、X は、A に対して、抵当権設定登記に必要な書類をすでに交付していた場合はどうか。

事例 2

- (1) 学校法人 A の理事長 X は、A と無関係の息子 B の C 銀行に対する債務の担保として、A 所有の土地について A を代表して C 銀行に対する抵当権設定契約を締結し、その旨の登記を経た。A の定款上、土地の処分については理事会の承認が必要であったが、X は上記行為を理事会に無断で行った。
- (2) A 農業協同組合の代表理事 X は、以前に融資を決定した組合員 B から追加融資を頼まれた。X は、融資金の回収可能性はきわめて低いが無駄ではなく、B が破産すれば融資を決定した自己の立場が悪くなると考え、3000 万円の融資をした。数か月後、B の事業は行き詰まり倒産した。

第
34
講

盗品等関与罪

事例 1

(1) Xは、13歳のAから①指輪、②腕時計、③ネックレスをプレゼントされた。①指輪はAがB店から窃取したもの、②腕時計はAが賭博によって得たもの、③ネックレスはAがCから窃取した現金で購入したものであったが、Xはこれらの事情を知りつつ①②③を受け取った。

(2) AがB店から窃取した貴金属を、Aの依頼を受けて、X₁がX₂宅まで運び、X₂がこれを管理している間に、X₃が買受人X₄を探し出し、X₄が事情を知りながらこれを買取った。

事例 2

(1) Xは、Aの約束手形（額面額7億円）を盗んだBから当該手形の売却先をあっせんするよう依頼され、被害者Aに8000万円での買取りを持ちかけたところ、Aがこれに応じたため、当該代金と引換えに上記手形をAに交付した。

(2) Xは、数日前に知人Aから預かっていた背広と鞆がAによって盗まれたものであることを知ったが、そのままAの依頼どおり保管を続けた。

第
35
講

不法な財産と財産犯

事例 1

- (1) Xは、乗り気ではないAを賭博に強引に誘い、Aから賭博の負け分として200万円を受け取った。この賭博はXによるいかさまであった。Xは、その金を愛人Yに事情を話して預けた。
- (2) Xは、Aから売春の申し出を受け承諾し、Aと性行為に及んだ。Aが代金を請求したところ、Xは金を払うのが惜しくなり、持っていたナイフを突きつけAをひるませ、その場から逃走した。

事例 2

- (1) Aは、自己の所有する絵画をXに預け、公務員Bに賄賂として渡すように指示した。金に困っていたXは、その絵画を自己の名前で質入れた。
- (2) Aは、Bから盗んだ美術品①と②をXに預け、①については保管を頼み、②については売却先を探すように依頼した。Xは、②だけでなく①についても第三者に売却した後、その代金すべてを費消した。

第
36
講

親族関係の特例

事例 1

- (1) Xは、母親AがB社から借り出して自宅で使用していたB所有のパソコンを窃取した。
- (2) 家庭裁判所から孫Aの未成年後見人に選任されたXは、後見の事務として業務上預かり保管中のAの貯金を引き出して横領した。
- (3) (1)において、XはパソコンがAの所有物だと勘違いしていた。

事例 2

- (1) Xは、配偶者Yが知人Aから買い受けた物をYの依頼に応じて自宅まで運搬した。その物はAがBから窃取したもので、X・Yはそのことを知っていた。
- (2) Xは、配偶者Aが知人Bと共謀してCを殺害した事実を知り、犯行の発覚を遅らせる目的で、実行犯だったAが使用した凶器や衣服等を廃棄した。
- (3) Xは、知人Aが詐欺事件で警察から追われていることを知り、Aの母親Bに事情を話してAを匿うよう提案したところ、BはAを自宅に匿った。
- (4) Xは、息子Aが殺人容疑で指名手配されているのを知り、知人Bに事情を話して、AをBの自宅に匿ってもらった。
- (5) 強盗事件の被疑者として警察から追われて困窮していたXは、祖父Aに事情を話し、Aから逃走資金を得た。

第
37
講

毀棄罪・隠匿罪

事例 1

- (1) Xは、Aの壺をその場で叩き割った。
- (2) Xは、Aの食器に放尿した。
- (3) Xは、Aの養魚池の鯉を川に放流した。
- (4) Xは、競売妨害目的で裁判所から競売事件記録を持ち出し、隠した。
- (5) Xは、公園の公衆トイレの壁一面にラッカーズプレーで「スペクタクル社会」などと大書した。

事例 2

- (1) Xは、建築中で屋根のないA宅の柱の一部を斧で破壊した。
- (2) Xは、市営住宅のAの居室の出入口に設置された金属製のドアをバットで叩いて凹ませた。
- (3) Xは、Aとの間で建物を売却する契約を締結し、所有権移転登記がなされたが、契約の条件に関してAに詐欺行為があったとして売買契約の取消しを主張し、引渡しを求めるAの面前で建物の一部を破壊した。

第
38
講

放火罪

事例 1

- (1) XとYは、AとBの夫妻が住む一軒家の居間で兩人を殺害し、犯跡を隠蔽するため、同家屋に放火して、これを全焼させた。
- (2) (1)で、別室に帰省中の子Cがいたが、Xらは気づいていなかった。
- (3) Xは、D宅に延焼させる意図で、隣接する誰もいない空き家に放火した。空き家が焼損したが、D宅への延焼には至らなかった。
- (4) 福岡県に所在する自己所有の家屋の競売妨害のため、経営する会社の従業員らを交替で寝泊まりさせていたXは、保険金詐欺を企て、従業員らを2泊3日の沖縄旅行に連れ出した上で、共犯者Yに放火させ、同家屋を全焼させた。当時、生活設備は残され、従業員らは旅行後は寝泊まりを続けるものと認識していた。
- (5) Xは、現住建造物の畳に油を撒いてライターで火をつけ、火が壁に燃え移り壁板約30cm四方を燃焼させたところで、翻意し、火を消し止めた。

事例 2

- (1) Xは、夜間、平安神宮の祭具庫板壁付近に放火した。平安神宮社殿は、広場を囲むように配置され、回廊で接続された複数の木造建物により構成されていた。火は、誰もいない祭具庫等を焼損するにとどまったが、そこから宿直員がいる社務所・守衛詰所までは回廊経由で230m余であり、回廊づたいに延焼する可能性もあった。宿直員らは夜間も社殿全体を巡回していた。
- (2) Xは、夜間、誰もいない裁判所本館庁舎に放火し、同舎を焼損した。同じ敷地内の離れた場所に別館があり、宿直員が随時本館にも巡回していた。
- (3) Xは、集合住宅建物のエレベーターのかご（人が乗るところ）の床の上に置かれたガソリンが染みた新聞紙に点火した。同かごの側壁は、厚さ1.2mmの鋼板の内側に化粧シートを貼った化粧鋼板でできており、新聞紙の火気による高温にさらされた同シート約0.3m²が燃焼した。

事例 3

Xは、Aに恨みを持つYから「Aの自動車を燃やせ」と指示され、夜間、市街地の駐車場でAの自動車をガソリンをかけて放火した。火炎は同車を焼損させ、高さ約1mに達したところで消防隊により鎮火された。炎上によりA車から数m離れたB、Cの各自動車やごみ集積場の可燃性ごみ約300kgへの延焼の危険が生じたが、周辺の建物への延焼の危険はなかった。Yは、「Xはもっと安全な場所で燃やすと思っていた」と弁解している。

第
39
講

文書偽造罪

事例 1

- (1) Xは、Aの汚職告発の証拠にする目的で、Aに無断で次の行動に出た。
- (ア) Aを装って「私はBから現金を受領した」との声を録音した。
 - (イ) Bからの現金書留の受領印として、所定の紙片にAの印鑑を押した。
 - (ウ) 公衆トイレの壁に「AはBから現金を受領していた」と落書きした。
- (2) Xは、公安委員会から交付されていた駐車禁止除外指定車標章の有効期限欄等の数字部分に、期限を偽装する目的で異なる数字が印字された紙片を置いて密着させ、ビニール製のケースの間に挟み込んで固定した上で、これを公道上に停車中の自動車内のフロントガラス付近に置いた。

事例 2

- (1) 無免許運転中に取締りを受けたXは、「免許証は家に忘れた」と述べて、道路交通法違反（免許不携帯）の交通事件原票の供述欄に、あらかじめ使用の許諾を受けていたAの氏名、生年月日、住所等を記載した。
- (2) 私立A大学の学生Xは、A大学の志願者Bの依頼を受けて、Bになりすまして入学試験を受け、Bの氏名で各科目の解答用紙に答えを記入した。
- (3) 密入国者であるXは、A名義の外国人登録証明書を入手してから30年間、公私にわたりAという氏名を使い生活を続けていたが、再入国許可を得て外国に出国するため、「A」と署名した再入国許可申請書を作成した。
- (4) 指名手配されていたXは、Aという偽名を用いて就職しようと考え、虚偽の氏名（A）と経歴を記載し、Xの顔写真を貼付した履歴書を作成した。
- (5) 学校法人Aの理事であるXは、Aの理事会を代表する権限がないのに、代表権があるかのように見える「理事録署名人」という肩書きを用いて、末尾に「理事録署名人X」と記載した理事会決議録を作成した。
- (6) 弁護士資格のないXは、第二東京弁護士会に所属する同姓同名の弁護士がいることを利用し「弁護士X」と記載した弁護士報酬金請求書を作成した。
- (7) A市役所の市民課係長として印鑑証明書の発行事務を担当していたXは、自分で使う目的で、申請書提出等の正規の手続を経ずに、A市長名義のX宛の印鑑証明書を発行した。なお、印鑑証明書の発行事務は、発行の翌日に一括してA市長の代決者たる課長Bの決裁を受けることになっていた。

事例 3

- (1) Xは、融資を得る目的で、X名義の運転免許証の上に他人の免許証の写しから切り抜いた氏名等の紙片を置き、テープを貼付して固定し、これを

A銀行の無人店舗のイメージスキャナを通しディスプレイに表示させた。

(2) Xは、本人確認に使う目的で、(1)で作成した免許証のコピーを作成した。

(3) 私人Xは、A村役場で証明書発行担当の係員Bに兵役等に係る虚偽の事実を記載した証明願を提出し、A村長名義の虚偽の証明書を作成させた。

(4) A地方事務所で建築審査等の業務とこれに関連する文書の起案を担当していた係員Xは、事務所長Bに対し建築の進行状況に関する虚偽の報告書を提出し、権限を有するBに内容虚偽の現場審査合格書を作成させた。

第
40
講

風俗に対する罪

事例 1

- (1) Xは、Yが管理・運営するウェブサイトAの映像配信システムを利用して、第三者との性行為の様子を無修正で即時配信した。
- (2) Xは、(1)のAに、第三者との性行為の様子を無修正で記録した動画データをアップロードし、国内にあるAのサーバーコンピュータに保存させ、Aを訪れた者が有料でこの動画をダウンロードできる状態に置いた。そして、Zが実際に動画をダウンロードした。

事例 2

- (1) 火葬場に勤めるXは、同居する親Aを殺害し、犯行隠ぺいのためにAの死体を職場でひそかに焼却し、同日、残った骨を共同墓地に埋めた。
- (2) Xは、同居していた老齢の親Aが病死したにもかかわらず、Aの年金を不正に受給し続ける目的で、Aの死体をトランクに入れて自宅の押入れに隠し、そのまま生活を続けた。

第
41
講

公務執行妨害罪・業務妨害罪

事例 1

(1) 警察官 A らが、X 宅を訪問し、X を覚醒剤取締法違反の被疑者として、逮捕状を示すなど適法な方式にのっとり X を逮捕し、逮捕現場にあった証拠品を差し押さえて玄関に置いたところ、X は突然走り出しその証拠品を踏み潰した。

(2) (1) で、A が逮捕状を示していなかった場合はどうか。

(3) (1) で、X が、逮捕状が示されたのを見ていなかったため、この逮捕は違法であると誤解していた場合はどうか。

(4) (1) で、X は、友人から頼まれて覚醒剤を預かっていただけだから自己の行為は犯罪ではなく、したがってこの逮捕は違法であると誤解していた場合はどうか。

事例 2

(1) X は、深夜インターネットの匿名掲示板に、「明日 A 市にあるバス会社 B 社のバスに爆弾をしかける」という虚偽の投稿をした。B 社の営業所長 C は、翌日朝その投稿を知り、バスの運行をすべて中止させた。

(2) (1) で、バス事業が A 市によって運営されていた場合はどうか。

(3) X は、A 警察署に対して「B 公園に爆弾をしかけた」という虚偽の電話をした。A 警察署の職員は、B 公園周辺の捜索や警戒等を行った。

第
42
講

司法に対する罪

事例 1

バーを営む X は、窃盗を犯した友人 A のため、次の行為を行った（各事例は独立したものとする）。

- (1) 逃走用資金と逃走場所を用意した。
- (2) 犯行の際に用いた道具の処分をし、A が犯行時間に X の店に来店していた旨を示す虚偽の伝票を作成した。
- (3) X が参考人として取調べを受けた場合に述べる犯行当日の A の虚偽のアリバイについて A と口裏合わせを行い、A の逮捕後、その供述をもとに呼び出された X は、警察官の聴取に対し、その虚偽のアリバイの供述を行い、警察官はその供述を調書に録取した。

事例 2

暴力団幹部である X は、拳銃の発砲による殺人（未遂）を実行し、その 3 か月後、その容疑で逮捕・勾留された。逮捕直前、暴力団組員である Y は、X が捕まった場合には拳銃と実包を持って自分が身代わり犯人として出頭すると X に提案していたところ、X は、面会者を介して、提案を実施するよう Y に指示をした。指示を受けた Y が拳銃と実包を持って実際に警察署に出頭したものの、X の身柄拘束が解かれることはなかった。

第
43
講

賄賂罪

事例 1

警視庁 A 署地域課に属し交番勤務をする警察官 X は、同庁 B 署刑事課で捜査中の事件に関して告発状を提出した C から、同事件についてその告発状の検討や助言を受けたいとの趣旨で金品の提供を受け、その趣旨を理解しながらそれを受領した。

事例 2

(1) 地方議会議員である X は、同人が所属する会派内で同議会議長候補を選出するに際し、A から自らを候補者として選出することに協力するように依頼を受け、その趣旨の下、同人から金品を受領した。

(2) 警視庁 A 署地域課に属し、交番勤務をしていた X は、中古品の買取業（古物営業）を営む B から、拾得物の届出を受けるに際し、その届出者に、期間経過後の所有権取得の際には B への売却が可能であるとの情報提供を行うよう依頼を受け、その趣旨の下、同人から金品を受領した。

事例 3

(1) 裁判官 X は、某国在外日本国大使館に一等書記官として出向していたが、その際に、過去の担当裁判の当事者から、その裁判での訴訟指揮に関する謝礼の趣旨で 100 万円を受け取った。

(2) 某市の市長である X は、次の市長選で再選を期していたが、再選後に予定されている庁舎の建て替え工事に関し、内装の受注を希望する業者 A から、入札の執行に際し有利な取扱いをするよう依頼を受け、その趣旨で 300 万円を受け取った。